

よくあるお問い合わせについて

Q&A1

質問

今回届いた納税通知書を見ると、令和6年中の所得金額や所得控除（扶養親族）の内容が一部含まれずに、市民税・府民税・森林環境税の税額が計算されているようですがなぜでしょうか？

答え

令和7年度の市民税・府民税・森林環境税は、令和6年中（1月1日から12月31日まで）の所得について、ご本人が提出した所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告書や給与支払者から提出された給与支払報告書、公的年金等支払者から提出された公的年金等支払報告書などに基づき計算しています。
3月18日（火）以降に所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告書を提出された場合は、申告内容が納税通知書に反映されていないことがありますのでご了承願います。申告内容を反映のうえ、税額に変更がある場合には、後日、変更した納税通知書をお送りします。なお、変更により税額が減額となる場合は、第2期以降の税額を減額して調整します。
3月17日（月）以前に提出された所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告書や給与または公的年金等の源泉徴収票に記載された、所得金額や所得控除（扶養親族等）などの内容が納税通知書に記載されていない場合は、課税内容を確認いたしますので、納税通知書（1枚目）の「お問い合わせ先」欄に記載の市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。
なお、納税通知書の見方は裏面をご確認ください。
また、令和6年中の所得金額や所得控除（扶養親族等）などについて申告されていないものがある場合は、所得税の確定申告書または、市民税・府民税の申告書を提出してください。

Q&A2

質問

私は、毎月の給与から税金が差し引きされていますが、自宅に令和7年度の納税通知書が届きました。二重に税金を支払うことにならないでしょうか？

答え

給与から差し引きされる税金には、所得税と市民税・府民税・森林環境税があります。
所得税は、毎月の給与支払額等に応じた概算税額を差し引き（源泉徴収）のうえ、年末に年間の給与支払額等に基づいた確定税額により精算して追徴・還付（年末調整）します。
一方、市民税・府民税・森林環境税は、前年中の年間の所得等に基づいて決定した税額を、6月から翌年5月まで、毎月の給与から差し引き（特別徴収）します。
なお、給与所得以外の所得等に基づく税額について、所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告において市民税・府民税（住民税）の給与からの差し引き（特別徴収）を選択されていない場合などは、納税通知書によりご本人に納付していただきます。
そのほか、会社等にお勤めでない方や公的年金等に対する税額以外は、納税通知書によりご本人に納付していただきます。
勤務先の給与から市民税・府民税・森林環境税を差し引く場合は、勤務先を通じて事前に市民税・府民税・森林環境税の税額を通知しますので、通知されていない場合は、その税金は所得税の可能性あります。給与明細をご確認のうえ、勤務先の給与担当の方にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
なお、前年中の給与所得等に基づく税額について、納税期限が到来していない税額は、勤務先から「特別徴収切替届出（依頼）書」をご提出いただくことで、ご本人による納付（普通徴収）から給与からの差し引き（特別徴収）に切り替えることができます。

Q&A3

質問

私は、令和7年3月に会社を退職し、その際に、市民税・府民税・森林環境税の残りの税額は給与から一括して差し引かれました。今回届いた納税通知書で支払うと、二重に税金を支払うことにならないでしょうか？

答え

退職の際に一括して差し引かれた市民税・府民税・森林環境税の税額は、令和5年中の所得等に基づく令和6年度の市民税・府民税・森林環境税であり、令和6年6月から令和7年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引く予定であった税額の残税額です。
今回お送りした納税通知書は、令和6年中の所得等に基づく令和7年度の市民税・府民税・森林環境税であり、退職により給与から差し引き（特別徴収）できないため、ご本人に納付していただくこととなります。

Q&A4

質問

私は、令和7年4月に、大阪市から他市へ引っ越しました。大阪市からの納税通知書が新しい住所に届きましたが、令和7年度の市民税・府民税・森林環境税は、引っ越し前の大阪市に支払うのでしょうか？

答え

市民税・府民税・森林環境税は、毎年1月1日現在の住所地の市区町村において課税され納付いただく制度となっています。
このため、ご質問のように、令和7年1月1日現在に大阪市にお住まいの場合は、その後に他市に引っ越し（転出）されても、令和7年度の市民税・府民税・森林環境税は大阪市に納付していただきます。なお、大阪市内に転出された場合は、納税管理人に関する手続きが必要となります。

Q&A5

質問

私はA区に自宅の住所があり、B区でお店を営んでいます。自宅とお店の両方に納税通知書が届いたのですが、二重に税金を支払うことにならないでしょうか？
また、お店に納税通知書が届いていない場合は申告が必要でしょうか？

答え

市民税・府民税・森林環境税は、1月1日現在にお住まいの住所がある区で市民税・府民税の均等割（年額4,300円）、所得割（所得に応じた税額）および森林環境税（年額1,000円）が課税され、お住まいの区以外の事務所・事業所（店舗など）または家屋数（別宅など）がある区では、基礎的な行政サービス（消防・防災・清掃・道路公園の整備など）に対して、一定の負担をいただく必要性から、市民税・府民税の均等割（年額4,300円）のみが課税され、ご負担いただく制度となっています。
また、お住まいの区以外の区において、事務所・事業所（店舗など）または家屋数（別宅など）がある（所有権を問わず賃貸の場合なども該当します。）個人の方で、自宅のみに納税通知書が届いた場合には、事務所・事業所または家屋数がある区を担当する市税事務所に市民税・府民税の申告書を郵送等により提出してください。申告方法などの詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市

申告と納税

検索



お問い合わせ先

納税通知書（1枚目）の「お問い合わせ先」欄に記載の市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。
また、市民税・府民税・森林環境税の制度内容や、よくあるお問い合わせは大阪市ホームページをご確認ください。
（注）納税通知書送付直後は、電話・窓口が大変混み合い、お待たせすることがございますが、ご了承願います。

大阪市

個人市民税のお知らせ

検索



令和7年度 市民税・府民税・森林環境税について

不 大阪市 市税事務所

日頃より、市税の納付にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
令和7年度の市民税・府民税・森林環境税の税額を同封の納税通知書によりお知らせいたしますので、内容をご確認のうえ必ず各納期限までに納付してください。
なお、市民税・府民税・森林環境税の全額が、公的年金から差し引き（特別徴収）される方および口座振替・自動払込をご利用の方には、納付書により納付していただく税額はありませので、納付書を同封していません。

令和7年度の市民税・府民税・森林環境税について

令和7年度の市民税・府民税・森林環境税は、令和6年中（1月1日から12月31日まで）の所得について、ご本人が提出した所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告書や給与支払者から提出された給与支払報告書、公的年金等支払者から提出された公的年金等支払報告書などに基づき計算しています。なお、申告していない前年中の所得や所得控除（扶養親族等）などがある場合は申告が必要です。
市民税・府民税・森林環境税は、所得税の源泉徴収制度と異なり、所得のあった翌年度に、前年中の所得等に基づき税額を決定する制度となっており、退職などにより所得が減少した場合でも、前年中の所得金額等に応じた税額をご負担いただくことになります。
（注）3月18日（火）以降に所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告書を提出された場合は、申告内容が納税通知書に反映されていないことがありますのでご了承願います。この場合は、申告内容を反映のうえ、税額に変更がある場合には、後日、変更した納税通知書を送付します。なお、変更により税額が減額となる場合は、第2期以降の税額を減額して調整します。

令和7年度の定額減税について

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する納税義務者は、令和7年度の市民税・府民税の所得割額から1万円が減額されます。

納付方法・納期限について

納付書が同封されている方は、納付書の裏面に記載の納付場所・納付方法により、必ず各納期限までに納付してください。

納期限（口座振替・自動払込日）	左記の納期限までに必ず納めてください。 - 納期限を過ぎると、延滞金が生じる場合がありますのでご注意ください。 - 第1期の納期限までに全額を一括して納めることもできます。一括納付の場合は「全期」の納付書をご使用いただき、各期別の納付書は使用しないでください。
------------------------	---

市民税・府民税の減額・免除について

市民税・府民税は、所得のあった翌年度に、前年中の所得等に基づき税額を決定する制度となっておりますので、税負担の公平性の観点から、納付時期の所得状況などにかかわらず納めていただくことが原則となっています。
ただし、予測できない失業や大幅な所得減少が見込まれる方などで、前年の合計所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、特別な事情により全額負担が困難であると認められる場合は、申請により収入・資産状況等を審査のうえ減額・免除されることがあります。減額・免除の制度や要件、申請に必要な書類など、詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。
（注）申請期限・納期限を過ぎた場合や、納付された税額については、減額・免除できません。

減額・免除の 主な対象者	所得基準 ^{注4}		預貯金等 資産基準 ^{注2・注4} （申請日現在）	減免割合
	前年の合計所得金額 ^{注2} （上限額）	当年の合計所得金額 の見込額 ^{注3}		
失業された方 （定年退職、自己都合退職等を除く） ^{注1}	180万円以下	ご本人の	250万円以下	全額免除
	220万円以下	前年の合計所得金額		7割減額
	260万円以下	と同額以下		5割減額
前年の6割以下に 所得の減少が見込まれる方 （定年退職、自己都合退職等を除く） ^{注1}	180万円以下	ご本人の	250万円以下	所得減少率を乗じた額の7割減額
	220万円以下	前年の合計所得金額		所得減少率を乗じた額の5割減額
	260万円以下	の6割以下		所得減少率を乗じた額の3割減額

（注1）自己都合退職の場合でも、病気・けがや妊娠・出産等により、雇用保険制度において離職理由が「正当な理由のある自己都合退職」である場合などは、減額・免除の対象となることがあります。
（注2）同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は、その人数に応じて、上記の金額に1人目は67万円、2人目以後は1人につき35万円を加算した額が所得・資産基準（上限額）となります。（裏面の課税明細書（2枚目）の見方によりご確認ください。）
なお、前年の合計所得金額（上限額）または預貯金等資産の基準を超える場合は、減額・免除の対象となりません。
（注3）当年の合計所得金額の見込額は、申請日以前の所得金額の実績額および申請日以後の所得金額の見込額の合計額であり、それぞれの金額がわかる書類が必要となり、見込額は、失業等を除き、申請月の前月の実績などに基づき計算します。
なお、失業された方の当年の合計所得金額は、分離課税の退職所得や上場株式等配当所得・譲渡所得を含めて計算します。
（注4）所得基準・預貯金等資産基準に該当する場合でも、居住用・事業用以外の不動産を所有する場合は、減額・免除の対象となりません。
※森林環境税については、要件によっては、免除されることがあります。

〈申請期限および申請書類等〉詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。
申 請 期 限：減免を受けようとする納期の納期限の日
申請書類等：減免申請書等、要件に該当することを証明する書類（雇用保険受給資格者証等）、当年の所得見込額や預貯金等金融資産を証明する書類（給与明細やすべての預貯金通帳等）など